

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要綱

制定 平成22年3月29日付け21環第238号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣旨

我が国では、地域の特性を活かしたバイオマスの生産、収集、変換、利用までの総合的なシステムを構築する「バイオマスタウン」や食料供給と両立するバイオエタノール生産等に取り組んでおり、我が国の技術や知見を同じモンスーン地域である東アジアや今後のバイオマスエネルギー需要が見込まれるアフリカ地域に対して発信し、当該国の農山漁村の活性化及び地球温暖化の防止に貢献することは、先進国として我が国が果たす重要な責務であるとともに、世界の食料需給の安定化にも資するものである。

バイオマス利活用の推進には、地元の行政機関、バイオマスの提供者、バイオマスの変換者、バイオマス変換物の実需者、地元住民など関係者を巻き込み、賦存量の把握、原材料の安定的な確保から現地での需要を反映した計画策定が重要であるが、そのためには、計画づくりを支援できるコーディネーターの養成が必要である。

特に、平成20年度からの「東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業」により、タイ・ベトナム地域におけるバイオマスタウン構想づくりが取り組まれているところであり、今後、東アジアでのバイオマス利活用を更に推進するためには、バイオマスタウン構想作りを支援する現地コーディネーターの育成、更なるバイオマスタウン構想の策定可能な対象国・地域の整理及びバイオマスタウン構想に書かれた計画の具体化を図ることが必要である。

アフリカにおいては、バイオマス利活用を推進していく端緒として、有望な地域を抽出し、エネルギー利用等が可能なバイオマスの賦存量とバイオマスの種別毎の具体的な利活用方法を整理していくことが必要である。

このため、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

第2 事業内容

1 事業の内容

東アジア等の農村における食料供給と両立する持続可能なバイオマス利活用システムの構築を支援するため次の（１）、（２）及び（３）の事業を実施する。

（１）東アジアバイオマスタウン構想策定支援人材育成事業

「東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業」で得られたキーパーソンとなり得る人材及びその関係者を対象として、東アジア地域においてバイオマスタウン構想の策定に必要な研修を行い、コーディネーターを育成する。

（２）東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業

①東アジアバイオマス利活用可能性調査事業

バイオマスタウン構想に盛り込まれた施策の具体化等を推進するため、バイオマスの具体的な利活用可能性調査を実施する。

②東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業

東アジア各国の社会・経済環境、政策、バイオマス発生・利活用状況のなどの基本的情報を収集し、今後の同構想策定ポテンシャルの高い対象国や対象地域を複数抽出し、バイオマスタウン構想策定に向けた可能性調査を実施する。

③東アジアバイオマス利活用指針策定事業

①②の調査結果に基づき、我が国を含む東アジア地域におけるバイオマス利活用の基本的指針の策定を行う。

（３）アフリカバイオマス利活用可能性調査事業

アフリカ地域におけるバイオマスの具体的な利活用が可能と見込まれる地域を抽出して可能性調査を実施する。

2 事業実施主体

事業実施主体は農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

3 採択要件及び補助率

本事業の採択要件及び補助率は別表に定めるところによるものとする。

第3 事業実施計画の作成

1 本事業を行う事業実施主体にあつては、環境バイオマス政策課長が別に定めるところ

ろにより事業実施計画を作成の上、環境バイオマス政策課長に提出し、承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更のうち、重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業実施年度における実施結果について、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより報告するものとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、平成22年度から平成24年度までとする。

ただし、本事業の個々の事業は、単年度で完了することを基本とする。

第6 助言及び指導

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 国の助成

国は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、予算の範囲内で、第2の1に掲げる事業の内容に関して必要な経費について助成するものとする。

第8 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

事業実施要綱別表（第2関係）

事業の種類	事業内容	補助率	事業実施主体	採択要件
1 東アジアバイオマスタウン構想策定支援人材育成事業	東アジア地域においてバイオマスタウン構想の策定に必要な研修を行い、コーディネーターを育成する。	定額	民間事業者 NPO法人 公社 農林漁業者の組織する団体 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合	次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。 1 農山漁村地域あるいは農林水産業に関連する取組であること。
2 東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業	<p>①東アジアバイオマス利活用可能性調査事業</p> <p>バイオマスタウン構想に盛り込まれた施策の具体化等を推進するため、バイオマスの具体的な利活用可能性調査を実施する。</p> <p>②東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業費</p> <p>東アジア各国の社会・経済環境、政策、バイオマス発生・利活用状況などの基本的情報を収集し、今後の同構想策定ポテンシャルの高い対象国や対象地域を複数抽出し、バイオマスタウン構想策定に向けた可能性調査を実施する。</p> <p>③東アジアバイオマス利活用指針策定事業費</p> <p>我が国を含む東アジア地域におけるバイオマス利活用の基本的指針の策定を実施する。</p>		環境バイオマス政策課長が 適当と認める者	2 バイオマスの利活用を推進する取組であること。 3 事業実施主体としての適格性があること。 4 事業内容及び実施方法が妥当であること。
3 アフリカバイオマス利活用可能性調査事業	アフリカ地域においてバイオマスのエネルギー利用など具体的な利活用が可能と見込まれる地域を抽出して可能性調査を実施する			